

保護者各位

西東京市子育て支援部
幼児教育・保育課長 齋藤 力信

新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額等の減免措置等の廃止について

日頃より、西東京市の幼児教育・保育行政にご協力いただきありがとうございます。

西東京市内の認可保育施設におきましては、これまで、「保育施設における、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための留意点」の「登園ルール」に基づいて、園児や同居家族がPCR検査や抗原検査等を受けるとき、園児が濃厚接触者に特定されたとき、または園児が陽性と診断されたときには、保育園をお休みいただいております。申請いただいた場合には、利用者負担額等の減免、2か月を超える休所期間の延長、育児休業からの復職期間の延長及び求職中の就労開始までの期間の延長についての対応を実施してきたところです。

今後は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日から5類感染症に見直されることに伴いまして、令和5年5月7日付けで「登園ルール」を含む「保育施設における、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための留意点」を廃止いたします。

※「登園ルール」に基づいて保育園をお休みいただいた場合の減免や期間の延長等の対応につきましても、令和5年5月7日で終了いたします。

※「登園ルール」に基づき保育園をお休みいただいた方で、まだ利用者負担額等の減免の申請を行っていない方は、令和5年5月26日までにお手続きくださいますよう、よろしく願いいたします。ご不明点がございましたら、担当までご連絡ください。

(担当：西東京市 子育て支援部 幼児教育・保育課 相談受付係 電話 042-460-9842)

国からは、令和5年4月14日付事務連絡文書「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの見直しに伴う「保育所における感染症対策ガイドライン」の一部改訂について」(こども家庭庁成育局成育基盤企画課)により、今後、新型コロナウイルス感染症の「登園のめやす」が設定される予定である旨の通知がありましたので、詳細が分かりましたら、あらためて保護者の皆様にもお知らせいたします。

<参考> インフルエンザに罹患した子どもの登園のめやす

「発症後5日を経過し、かつ解熱後3日(乳幼児の場合)を経過していること」

【問い合わせ先】西東京市 子育て支援部 幼児教育・保育課
事業調整係 (電話：042-452-6777)